## 歴史学研究会編『日本史史料』(3)近世 [伊予一柳文書] 天正十九年 (一五九一) 八月二十日豊臣秀次検地置目写 (2006年、岩波書店) 31頁~32頁

## 定検地置目事

- 上田 壱石五斗1)
- 2 中田 壱石三斗
- 3 下田 壱石壱斗
- 4 上畠 壱石
- (5) 中畠 七斗五升
- 6 下田 五斗
- 7 山畠・野畠、 見及次第可」入」念事2、
- 8 壱段ニ付而五間六十間事 3)
- 9 さおの木遣事候間、 如」本拵可」打事も
- 京判たるへき事5、
- 11) 懸 | 者、 於,,在々所々,下々対,,地下人等, 其主人共可」為1,曲事1間、 入」念可」申事、 諸篇みたりの儀於,,申
- (12) 可二出遣」事、 棹打6)之下奉行、 同さをうちの者共、悉誓帋 申付并横目の
- 13 儀者、 検地面々勿論可 如二置目一、 %にて、百姓之棹打者共、寄合、亭主に相理可;|召直 |事、(産) | 本(産) | (産) | (E) ハら(薬)・ ・薪・さうしの
- <u>(14)</u> さおうちの場にて、 寄合さくやく儀
- 可 ^為||曲事 |
- **1**5 以来きゝ出次第可¸為;;曲事;9、検地之面々上下共二一粒一銭礼儀礼物召置族有¸之ハ、
- <u>16</u> 儀於」有」之者、 兼而奉行を出し在々所々田畠うたせ可」見届」間、 相違
- 17) 於一在々所々一 」、右置目通百姓召寄、あまね、さお打主人曲事たるへき事10、 あまねく合点仕様ニ
- (18) 其郡の絵図、可二申聞一事11)、 隣郡堺目并山 • Ш • 道、 入」念書付 可レ上
- 19 みち橋を是又念を入可」申付」事、 右条々 聊 不」可二油断一者也、

天正拾九年八月廿日

秀次御印判

柳四郎左衛門

- 壱石五斗 土地の等級とそれに対応する反あたりの年貢量 (斗代) が列記されている。
- 2) 1) 見及次第可入念事 見つけ次第念を入れて検地する。
- 3) 五間六十間事 一反三百歩制を表す。
- 4) さおの木… 丈量基準 となる物差し= 竿は、 秀吉政権側から与えられたも Ō 0 複製を作って検地に用 11 . る。
- 5) 京都の公定升、 V わゆる京升。
- 6) 棹がますりち 土地を測る事。
- 7) 横目 監査役。
- 8) 自賄いない 検地役人の食料は現地調達ではなく支給だが、 飼料・薪などは宿泊する家の主人に調達させる。
- 9) 検地之面々… 検地関係者は上下に関わらず、 礼物礼銭などを受け取って少しでも不正を行ったことがわかれば処罰する。
- 10) 兼而奉行を出し… 検地に不正がないか奉行が再度見届け、 もし不正があればその丈量を行った責任者を処罰する。
- 11) 百姓召寄… 百姓たちを集め、 この置目を納得するまでよく言い聞かせる。
- 解説 書店)31頁~32頁(24〔伊予一柳文書〕天正十九年(一五九一)八月二十日豊臣秀次検地置目写・注釈・解説)といえる。歴史学研究会編『日本史史料』③近世(2006年、岩波していることから、この検地置目は御前帳作成のために出されたといえる。歴史学研究会編『日本史史料』③近世(2006年、岩波反三百歩制や地位別斗代は、早く天正十年二月の秀吉による検地である播磨国惣社寺領荒田帳ですでに適用されているという(秋反三百歩制や地位別斗代は、早く天正十年二月の秀吉による検地である播磨国惣社寺領荒田帳ですでに適用されているという(秋反三百歩制や地位別斗代は、早く天正十年二月の秀吉による検地である播磨国惣社寺領荒田帳ですでに適用されているという(秋友三百歩制や地位別斗代は、早く天正十年二月の秀吉による検地である播磨国惣社寺領荒田帳ですでに適用されているという(秋友三百歩地位の禁止、検地役人の自賄いなどの原則が規定され、百姓にも承知させるよう命じられている。これらの諸原則の内、一秀吉検地掟を始め、いくつか知られている。多くの場合、一反三百歩、京升の使用、上中下の田地等級別の斗代設定、検地役人へ秀古検地掟、検地置目、検地条目などと呼ばれる規定は、成簣堂文庫片桐文書や溝口文書の天正十七年(一五八九)十月朔日豊臣
- \* 各条目 前 の符号 1 (19) は拙職が加入した。 又 注釈・解説文字等の表現 (符号・ 強調) や体裁は拙職が改め た。
- \* 本条目は、 神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1983年、 教育社)59頁~62頁(東京大学史料編纂所「伊予一柳文書」) を参考にした。
- \* 平成二十二年五月十七日 金子和也写